時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（府貨）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付き
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと雖から少獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

虚飾贅澤果して止む可らざるか

政府の當局者が爵位官等の虚威虚飾を止めにし車馬邸宅等の贅澤を禁じむ可しとは我輩の毎度勧告する所にして之を實行して何の差支もなかる可しと信ずれども世俗の常情として自から異論なきを得ず即ち其言ふ所を聞くに元來政治は極めて俗の仕事にして學者の眼には無用と見ゆる物にても實際には自から之を必要とするの場合あり爵位官等の如き必ずしも虚威虚飾の爲めのみに非ず當局の地位に立て政を行ふには政府の内外に官爵たるの體面を保つの一事も必要にして即ち爵位官等の止む可らざる所以なりと云ふに在れども我輩の所見は全く之に反するものなり凡そ人の智德は其品位を表するものにして自から掩はんと欲して掩ふ可らず之を名けて天爵と云ふ彼の學者碩明者もしくは金滿家の如き身に人爵の貴きを有せずと雖も一般の世間にては自から其地位を認めて之を輕んずるものなし即ち自然の天爵を敬するものにして人の品位は必ずしも人爵にあらざるの實を見る可し左れば政府の地位に在るものとても其智德にして苟も社會の上流に位する程の人物ならんには人爵の爵位を以て世間を照さずと雖も一般の公衆は必ず其品位を認めて之を敬するに忘らざる可し況んや邸内の事に於てをや其人に信服するは必然にして體面を保つの一點に決して差支はある可らず我輩の必ず保證する所なれども若しも之に反して其人の智德に欠くる所あらんか假令ひ爵位の高きに居るも内外一般の輿論を得るに到底難かる可し曷ぞ今の政客輩が身の程を知らずして自から高ぶして一身の上に驕あるを訝さず嬉いて人爵を以て天爵の上に位せしめんとすればなす〳〵爵位の高きを要するみとなれども苟も智德相應の程度に於て體面を保たんとならば人爲の爵位の如きは無用なりと知る可し又車馬邸宅等の事に就ても勢家の如き無駄走して非常に心身を勞するも亦自から之を[illegible]ゆる所のものなる[illegible]居に[illegible]食を其に[illegible]が[illegible]可らずとの說も[illegible]きに[illegible]とても其内實を得ひるものに非ず又

[illegible]

[illegible]

[illegible]